

平成 27 年度 歳入歳出決算のあらまし

全 体 の 概 要

1 歳 入

歳入総額は、一般会計^注7,522 億円、特別会計^注1,499 億円(借換債除き 1,399 億円)で、合わせて 9,021 億円(借換債除き 8,921 億円)となり、借換債を除いた前年度の金額に比べ一般会計は、390 億円、5.5%増加 特別会計は、47 億円、3.5%増加しています。

(単位:億円)

区 分	予算現額(A)	歳入総額(B)	差(A-B)	(参考)		
				収入未済額注	不納欠損額注	
一 般 会 計	26年度	7,363	7,132	232	75	5
	27年度	7,756	7,522	234	72	5
	増減額	393	390	2	3	1
	増減率	5.3%	5.5%	1.0%	4.3%	12.3%
特 別 会 計	26年度	1,568	1,560	8	40	0
	27年度	1,507	1,499	8	39	0
	増減額	61	60	1	1	0
	増減率	3.9%	3.9%	10.1%	2.0%	19.8%
合 計	26年度	8,931	8,691	240	115	5
	27年度	9,263	9,021	242	111	5
	増減額	331	330	1	4	1
	増減率	3.7%	3.8%	0.6%	3.5%	12.3%

*それぞれの金額を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

増減率は千円単位の数値を用いて計算しています。

【借換債除きベース】

(単位:億円)

区 分	予算現額(A)	歳入総額(B)	差(A-B)	(参考)		
				収入未済額注	不納欠損額注	
一 般 会 計	26年度	7,363	7,132	232	75	5
	27年度	7,756	7,522	234	72	5
	増減額	393	390	2	3	1
	増減率	5.3%	5.5%	1.0%	4.3%	12.3%
特 別 会 計	26年度	1,360	1,352	8	40	0
	27年度	1,407	1,399	8	39	0
	増減額	46	47	1	1	0
	増減率	3.4%	3.5%	10.1%	2.0%	19.8%
合 計	26年度	8,724	8,483	240	115	5
	27年度	9,163	8,921	242	111	5
	増減額	439	438	1	4	1
	増減率	5.0%	5.2%	0.6%	3.5%	12.3%

*26年度は、特別会計において208億円の借換債を発行しています。

27年度は、特別会計において100億円の借換債を発行しています。

増減率は千円単位の数値を用いて計算しています。

2 歳 出

歳出総額は、一般会計 7,365 億円、特別会計 1,460 億円(借換債除き 1,360 億円)で、合わせて 8,825 億円(借換債除き 8,725 億円)となり、借換債を除いた前年度の金額に比べ 一般会計は、354 億円、5.0%増加 特別会計は、47 億円、3.6%増加しています。

(単位:億円)

区 分	予算現額(A)	歳出総額(B)	差(A-B)	差(A-B)の内訳		
				翌年度繰越額	不 用 額	
一 般 会 計	26年度	7,363	7,012	352	279	73
	27年度	7,756	7,365	391	315	76
	増減額	393	354	39	36	3
	増減率	5.3%	5.0%	11.1%	12.9%	4.2%
特 別 会 計	26年度	1,568	1,520	48	28	20
	27年度	1,507	1,460	47	29	19
	増減額	61	60	1	1	1
	増減率	3.9%	4.0%	1.3%	2.8%	7.0%
合 計	26年度	8,931	8,532	399	307	93
	27年度	9,263	8,825	438	343	94
	増減額	331	293	38	37	2
	増減率	3.7%	3.4%	9.6%	12.0%	1.8%

*それぞれの金額を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

増減率は千円単位の数値を用いて計算しています。

【借換債除きベース】

(単位:億円)

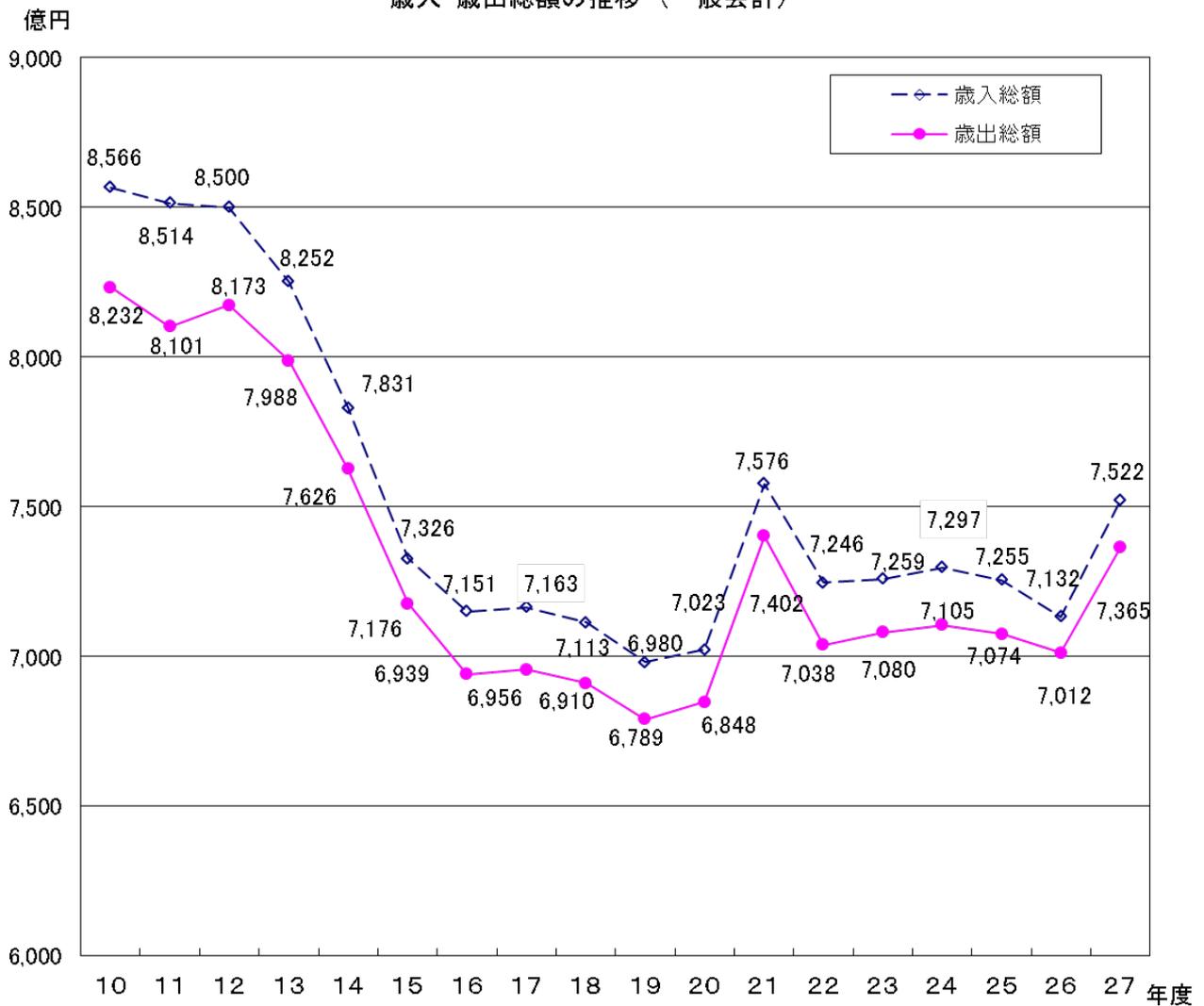
区 分	予算現額(A)	歳出総額(B)	差(A-B)	差(A-B)の内訳		
				翌年度繰越額	不 用 額	
一 般 会 計	26年度	7,363	7,012	352	279	73
	27年度	7,756	7,365	391	315	76
	増減額	393	354	39	36	3
	増減率	5.3%	5.0%	11.1%	12.9%	4.2%
特 別 会 計	26年度	1,360	1,313	48	28	20
	27年度	1,407	1,360	47	29	19
	増減額	46	47	1	1	1
	増減率	3.4%	3.6%	1.3%	2.8%	7.0%
合 計	26年度	8,724	8,324	399	307	93
	27年度	9,163	8,725	438	343	94
	増減額	439	401	38	37	2
	増減率	5.0%	4.8%	9.6%	12.0%	1.8%

*26年度は、特別会計において208億円の借換債を発行しています。

27年度は、特別会計において100億円の借換債を発行しています。

増減率は千円単位の数値を用いて計算しています。

歳入・歳出総額の推移（一般会計）



国の緊急経済対策による公共事業等の事業量の増加にともない、歳入総額、歳出総額は平成10年度～12年度にピークを迎えましたが、景気の低迷や三位一体改革による地方交付税などの財源圧縮、また、投資的経費の縮減などにより年々減少しました。平成20年度からは、国の景気対策等に伴い増加に転じましたが、平成22年度には国の雇用・経済対策に関する国庫支出金等が減少し、その後は、ほぼ横ばいで推移しましたが、平成27年度は地方消費税の税率引上げの平年度化などにより増加となりました。

用語の説明

・一般会計、特別会計

一般会計とは、地方公共団体の会計の基本的なもので、下記の特別会計に属しないすべての歳入、歳出を経理する会計のこと。

特別会計とは、地方公共団体が特定の事業を行うにあたって、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に、各団体の条例で別個に設置された会計のこと。

・収入未済額

地方公共団体が歳入を徴収しようとする際に、調定（予定される収入金額を決定する行為）を行ったにもかかわらず、出納閉鎖日までに収納されなかった金額。この収納未済金は翌年度に繰り越され、引き続き督促等を行い徴収に努めることとなる。

・不納欠損額

調定した歳入が、督促等を行ったにもかかわらず納付されずに時効が到来してしまったものなどについて、損失として処分を行った金額。

3 収 支

歳入と歳出の差額である**形式収支は、一般会計156億円、特別会計40億円で、合わせて196億円の黒字**となり、形式収支から繰り越すべき財源（一般会計122億円、特別会計2億円）を差し引いた**実質収支は、一般会計35億円、特別会計38億円で、合わせて73億円の黒字**となっています。

実質収支額は前年度に比べ、**一般会計で2億円減少、特別会計で0.1億円減少**しています。

(単位:億円)

区 分	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	形式収支 (A-B)	形式収支(A-B)の内訳		
				翌年度繰越財源	実質収支	
一 般 会 計	26年度	7,132	7,012	120	83	37
	27年度	7,522	7,365	156	122	35
	増減額	390	354	37	39	2
	増減率	5.5%	5.0%	30.6%	46.7%	5.6%
特 別 会 計	26年度	1,560	1,520	39	1	38
	27年度	1,499	1,460	40	2	38
	増減額	60	60	0	0	0
	増減率	3.9%	4.0%	0.6%	24.6%	0.3%
合 計	26年度	8,691	8,532	159	84	75
	27年度	9,021	8,825	196	123	73
	増減額	330	293	37	39	2
	増減率	3.8%	3.4%	23.2%	46.3%	2.9%

*それぞれの金額を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

【実質収支額の処分】

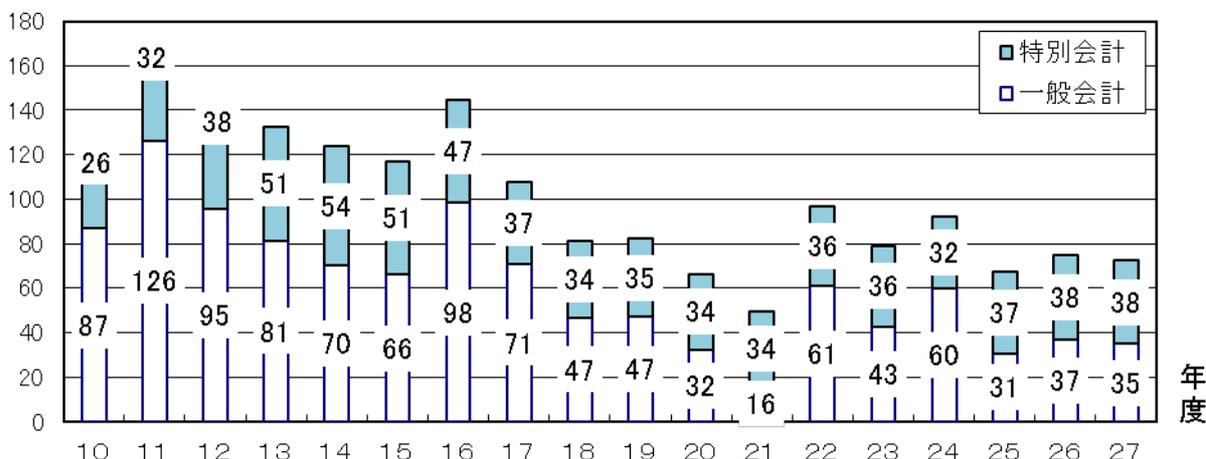
一般会計の黒字35億円については、地方自治法第233条の2の規定により、**17億5千万円**（黒字の1/2相当）を、7月29日に**財政調整基金^注**に積み立てました。

（前年度財政調整基金積立額 18億5千万円）

また、残額の17億4千万円と特別会計の黒字額38億円については、平成28年度に繰り越します。

億円

実質収支額(一般会計+特別会計)の推移



用語の説明

・形式収支

一会計年度における歳入総額から歳出総額を単純に差し引いたもの。

翌年度への繰越事業が発生した場合には、その支出に充てることが予定されていた財源のうち、すでに収入済みのものは使用されずに残るため、繰越額が多くなれば形式収支も増えることとなる。

・実質収支

上記の形式収支から、翌年度へ繰り越すべき財源（繰越事業の支出に充てる財源のうち、すでに収入済みのもの）を差し引いたもの。本来当該年度に属すべき収入と支出の差であり、財政運営の状況を判断するひとつの基準になる。

・財政調整基金

年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てられた積立金で、基金の形態をとる。地方公共団体の財政運営に当たっては、単年度の収支の均衡がとれればそれで足りるということではなく、後年度の財政への影響について配慮し、長期的な観点に立って財政運営を行うことが求められることから、余裕財源が生じた場合には財政調整基金への積み立てを行い、年度間の調整を講ずべきこととされている。（地方財政法第4条の3）